

平成26年度酒々井町教育委員会3月定例会議 会議録

開催日 平成27年3月20日(金)

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	委員長	浦壁 京子	委員長職務代理者	小山 優子
	委員	村重 浩二	委員	石井 國治
	委員・教育長	落合 繁夫		
出席職員	教育次長	京増 孝一	こども課長	河合 昭男
	学校教育課課長	池田 幸夫	生涯学習課課長	木内 達彦
	中央公民館長	木内 達彦	給食センター所長	石渡 義隆
	プリミエール酒々井館長	木村 修一	こども課主幹(書記)	藤崎 裕

1 開会時刻 13:30

2 会議録署名委員の指名

3 議題

(1) 議案(公開)

議案第1号 平成27年度教育施策の策定について

議案第2号 酒々井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

議案第3号 酒々井町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 酒々井町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 酒々井町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 酒々井町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 酒々井町教育委員会処務規定の一部を改正する訓令の制定について

議案第8号 酒々井町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

- 議案第9号 酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第10号 酒々井町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第11号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第12号 酒々井町スポーツ推進委員の委嘱について

(1) 報告(公開)

- 報告第1号 教育行政について
- 報告第2号 平成26年度3月補正予算の議決について
- 報告第3号 平成27年度当初予算の議決について
- 報告第4号 酒々井町健康体力づくり推進員設置要綱及び酒々井町健康体力づくり推進員連絡協議会運営補助金交付要綱の廃止について
- 報告第5号 重要文化財(美術品)「銀板写真(田中光義像) エリファレット・ブラウンジュニア撮影/1854年」の所有者変更について

4 次回会議の予定 平成27年4月24日(金) 14:00

5 各委員の予定

6 その他

7 閉会時刻 15:24

議 事 録

1 開会の言葉

浦壁委員長

それでは、平成26年度酒々井町教育委員会3月定例会議を開催いたします。

2 会議録署名委員の指名

浦壁委員長

本日の会議録署名委員は、村重委員にお願いします。

3 議 題

浦壁委員長

本日の議題は議案が12件、報告が5件となります。

これより議事に入ります。議案第1号「平成27年度教育施策の策定について」事務局から説明をお願いします。

河合こども課長

はい、委員長 1ページをお願いします。議案第1号 平成27年度教育施策の策定につきましてご説明します。平成27年度の教育行政の運営に関する基本方針を別添のとおり作成しましたので、酒々井町教育委員会行政組織規則第7条第1号の規程により議決を求めるものでございます。

2ページから4ページに「平成27年度酒々井町教育施策(案)」がございませぬ。2ページの 1酒々井町総合計画の基本目標 2教育委員会の基本理念 3ページの重点施策は、前年度との変更はございませぬ。変更点は、4ページになります。こちらの1番左にあります、まちづくりの基本理念「みんなが主役、未来へつなぐまちづくり」が新たに追加されています。一番右にあります主な事業の変更点は、1番上の(1)学校施設や教育条件の整備充実ですが①小学校職員室床改修工事(平成26年度に中学校で行った工事を小学校2校で行う工事です。)②酒々井小学校法面擁壁工事(平成25年10月の台風の降雨により崩れた個所の工事を行うものです。)(2)から(3)までは、変更ございませぬ。(5)安全・安心な教育環境の整備では、⑤の調理機器の保守及び計画的な更新が(1)から(5)に移動しています。中段の(2)学習機会の拡充及び学習活動の支援の③「こどもおもてなしカレッジ」の実施と、その下の(3)教育機関の施設整備及びサービスの充実の③公民館施設の耐震補強工事が新たに加わりました。次ですが、(2)文化財の保存と復旧・活用の⑥古沢南I遺跡発掘調査の実績が加わりました。次に一つとんで、(1)教育委員会会議の活性化では、①新教育委員会制度での会議の工夫・効果に改め(2)の教育機関、各種団体等の連携協力の④生徒指導における警察・児童相談所等との連携協力を加えています。以上です。

浦壁委員長

議案第1号「平成27年度教育施策の策定について」説明が終了しました。ご意見、ご質問はございませぬか。

浦壁委員長

ご質問等ないようですので採決をとります。議案第1号「平成27年度教育施策の策定について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成ですので議案第1号は原案のとおり可決されました。 ※

続きまして、「議案第2号 酒々井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」から「議案第10号 酒々井町立小学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

河合こども課長

はい、委員長 議案第2号から議案第10号までは、本年4月1日に施行します「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正及び「子ども子育て支援法」の施行に伴い新たに規則の制定や一部改正を行おうとするもので、酒々井町教育委員会行政組織規則第7条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

議案第2号 酒々井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定につきまして、ご説明にはいる前に訂正をお願いします。6ページの第2条第1号(1)地方公務員災害補償法第51条の次の「及び同法附則第4条」の箇所の削除をお願いします。こちらは、昭和57年当時の経過措置ですので削除をお願いします。

それではご説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され第11条第1項第5号で、「教育長は、法律または条令に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならない。」と規定されています。これを受け酒々井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例が3月定例町議会で可決されました。この条例の第2条第1項第1号で研修を受ける場合、第2号で厚生(福利厚生)に関する計画の実施に参加する場合、3号で前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合と規定されていますので、今回「酒々井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則」を新規制定しようとするものです。6ページをお願いします。第1条に目的として、この規則は、「酒々井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。」としています。第2条で、職務に専念する義務を免除する場合を第1号から第4号まで規定しています。第1号は「地方公務員災害補償法第51条の規定に基づき公務災害に関する審査請求を行う場合」です。第2号は「町行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に基づく事務を行う場合」例えば、町行政連絡員や町が出資する公共公益団体等の役員等が考えられます。第3号は「学校等から委嘱されて講演または講義を行う場合」第4号は「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合」附則で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する」ことですので本年4月1日から施行します。

次に7ページをお願いします。議案第3号 酒々井町教育委員会公告式規則を改正する規則につきまして、9ページ現行と改正後(案)をご覧ください。以降新旧対照表をご覧ください、この新旧対照表でご説明させていただきます。条文中の下線部分が改正しようとする箇所です。第1条では、本規則の根拠法であります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第14条が改正により第15条にずれましたので、それに合わせています。その他は、4月1日から新教育長となり、これまでの教育委員長の職がなくなることから、委員長とあるものを

教育長にそれぞれ改正しようとするものです。

次に議案第4号 酒々井町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定につきまして、13ページの新旧対照をお願いします。こちら、教育委員長印及び教育委員長職務代理者印を廃止するものです。公印保管者であることも課長、次ページの別表の当該印の部分をそれぞれ削除します。

次に16ページをお願いします。議案第5号 酒々井町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定につきまして、19ページの新旧対照表をご覧ください。こちら、委員長とあるものを教育長に、また現行の第3条第3項中の「委員2人以上」を「委員の定数3分の1以上の委員」に改めようとするものです。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新設された条文中の表記と同じにするものです。教育委員は4名ですので、その3分の1は、1.333...人です。この人数を下回ることはできませんので、実質はこれまでと同じく2名以上となります。22ページの第29条の会議録を議事録にしようとするのも、同法の記述に合わせるものです。

次に24ページをお願いします。議案第6号 酒々井町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定につきまして、26ページをお願いします。第1条は、法の該当条文が15条（教育委員会の議事運営）から16条に条ずれしたため本規則の第1条中の第15条を第16条に、また委員長とあるものを教育長に改正するものです。

次に28ページをお願いします。議案第7号 酒々井町教育委員会処務規定の一部を改正する訓令の制定につきまして、31ページをお願いします。第3条中の現行で法律第14条（教育委員会規則の制定等）の法が改正され、第15条となりましたので、改正後（案）で第15条に改めるものです。また、本規定の条文中の委員長とあるものを教育長に改め、さらに子ども子育て支援法の規定に基づき第9条のこども課長の専決事項について改正しています。改正後（案）の第1号から第5号までは今までどおり改正はございません。第6号の「こども医療費助成事業に関する申請等の受理及び決定」と第7号の「放課後児童健全育成事業(学童保育)に関する申請等の受理及び決定」（学童クラブに関する事務）は、既に行っている事務ですがこれまで載せていなかったため、今回の改正に合わせて載せるものです。第8号は、現行の第6号の保育所入園措置の認定とあるのを、子ども・子育て支援法の規定により、保育所等の入園に係る利用調整及びあっせんに改め、第9号は、こちら子ども・子育て支援法の規定により、入園児の支給認定（1号から3号認定）が必要ですので、その申請等の受理及び認定を追加しました。それから第28条中の「第27条」を「前条」にまた第39条中の「第2節」を「前節」にそれぞれ改正しようとするもので、町例規の表記に合わせるものです。

次に33ページをお願いします。議案第8号 酒々井町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定につきまして、37ページをお願いします。第1条（目的）を趣旨に改めますが、これは町の他の条例。規則等が目的ではなく趣旨で統一されているためです。条文については、通常最初にこの規則の根拠法が謳

われているため、根拠法である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律。以下「法」という。」を第2条から持ってきました。第2条（用語の定義）の第1号に根拠法の名前が載っていますが、第1条で以下法というとしていますので、ここでは単に法とします。第3条と38ページの第4条は、委員長の選挙と委員長の職代理者の規程ですので削除します。削除に伴い第5条を第3条に以降同様に2条ずつ繰り上がります。そして、改正後の第3条以降の各条項において委員長を教育長に改めます。また、現行の第5条（委員長等の辞職）は、委員長と委員長職代理者は、教育委員会の承認を得てその職を辞することができる。とされていますが、改正後の法律（第10条）に合わせて、「教育長及び委員は、町長及び教育員会の同意を得てその職を辞することができる。」に改めます。（職務代理者は、これまでは委員長の推薦に基づき、教育委員会が行う。となっていますが、今後は教育長があらかじめ指名する委員となりますので、委員会の指定ではなくなります。第7条（議決事項）は第5条になり、これまで単に会議においてといていたものを教育委員会の会議（以下「会議」という。）に改めます。同条第10号の教育長の任免は、町長になりますので、教育長を削ります。第8条（臨時代理）が第6条になり必要と認める事項の前に、「その事務の管理及び執行の状況並びに」を追加しました。これは、法第25条（事務の委任等）の第3項の条文を引用したものです。ここでいう臨時代理は、非常災害等のため会議を招集する時間がないときや緊急を要する事項の処理、あるいは教育委員会が当事者である訴訟に関することとなります。39ページの第9条（教育長への委任）が第7条になり、条文中の第7条（議決事項）と第11条（教育長の専決）が改正後案では本規則の第5条と第9条になります。同条第2項の「教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告しなければならない。」は、こちらも法第25条（事務の委任等）の第3項で規定されている報告を追加しました。第7条の教育長への委任は、第5条の議決事項と第9条の教育長の専決の規定を除いて教育長に委任することができる。という規定です。第2項教育長は委任された事務についてその管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないとするものです。（教育長への委任又は臨時代理は、法第25条（事務の委任等）ができる条項になります。現行の第10条（教育長の職務）が第8条になり、教育長の職務の規定は法第17条でしていましたが法の改正に伴い第13条第1項に規定されることになりましたので、それに合わせてるものです。第11条と第12条は、第9条と第10条になります。内容は変更ありません。第13条の（教育長の職務代理者）は教育次長、課長の事務局職員となっていますが、4月からは委員長と教育長の職務を合せた新教育長になることから、教育長の職務代理者は教育委員の中から指定することになりますので、削除するものです。ただし、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合（改正前の教育長の職）は、法第25条第4項に基づきその職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能です。第14条（事務局の設置）は、第11条に、また、法第18条が法第17条に改められたためそれに合わせます。第15条は第12条になり、第16条

(事務分掌)が第13条になり、41ページにあります、子育て支援班の第1号(1)現行(左)では、「保育園に関すること。」となっていますが、特定教育・保育及び地域型保育事業(家庭的保育(定員5人以下)、小規模保育(定員6人以上19人以下)、事業所内保育、居宅型保育)に関すること。に、これは「子ども子育て支援法」で保育園を特定教育・保育といい、さらに小規模な保育事業を地域型保育事業と規定されたため改めるものです。また、改正後(案)の第2号の地域子育て支援事業に関することも、子育て支援法で市町村が行う事業となったためです。現行(左)第2号の児童手当に関することは第6号に、第3号、第4号は変更ありません。第5号の「認定こども園に関すること。」と第6号の家庭保育員は、改正後第1号に含まれます。第7号はそのまま、第8号の「認可外保育施設運営費補助事業に関すること。」は、改正後の第1号に、第9号の「子育て支援教室に関すること。」は、改正後の第2号に含まれ、第10号の「乳幼児医療費助成事業に関すること。」は、改正後の第8号「子ども医療助成事業に関すること。」と、第9号「未熟児養育医療費助成事業に関すること。」に分けています。第11号「私立幼稚園の就園奨励に関すること。」は、改正案の第10号に、第12号の「その他、子育て支援に関すること。」は、第11号になります。第17条から第24条まで3条ずつ繰り上がります。35・36ページにお戻りください。附則の(施行期日)で二つの法律がありますが、どちらも本年4月1日の施行ですので、本規則も同じく4月1日の施行となります。

46ページをお願いします。議案第9号 酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定につきまして、48ページをお願いします。第2条(適用範囲)の「すべての私立幼稚園」を「私立幼稚園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた私立幼稚園を除く以下同じ)」に、改正しようとするものです。これは、子ども・子育て支援法により、新制度に移行する幼稚園を除くことをうたっています。新制度に移行しない幼稚園は、これまでどおり私学助成と私立幼稚園就園奨励費補助金を受けることとなりますので、対象となる幼稚園は、新制度に移行しない私立幼稚園となります。

こども課は以上です。

池田学校教育課長

はい、委員長 49ページをお願いします。議案第10号 酒々井町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定につきましてご説明いたします。酒々井町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので酒々井町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により議決を求めらるものでございます。改正点につきましては、52ページの新旧対象表をご覧ください。第4条中事務職員の次に学校栄養職員を追加し、表中の事務職員の職に事務長の下に主査を加えました。53ページをお願いします。新たに第4条第2項として「事務職員に、教育委員会が別途定めるところにより、学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる」を加えました。第5条中「教育長の推薦により」を削除しました。以上です。

浦壁委員長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入りますが何かご意見、ご質問ございますか。

石井委員

はい、委員長 第9号 酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則についてもう少し具体的に説明をお願いします

河合こども課長

はい、委員長 私立幼稚園につきましては、4月からは、これまでの幼稚園と4月1日から始まります子ども子育て支援新制度がございます。この新制度に移行する幼稚園と二つに分かれます。内容は運営費等に関しまして、現行は県の私学助成金と保護者の負担を軽減するために私立幼稚園就園奨励費を補助しています。それと新たな制度に移行する幼稚園は、施設型給付費という国が決めた公定価格、(通常教育、保育に必要な経費)を幼稚園がもらうという2つに分れました。

浦壁委員長

酒々井町は新制度に移行する幼稚園はございますか。

河合こども課長

はい、委員長 酒々井町はございません。他市町村につきましても、新制度が分かりづらいという事で、移行しないところが多いようです。

浦壁委員長

他に質問はございませんか。

村重委員

はい、委員長 議案第10号の学校栄養職員について、酒々井町の学校栄養職員は給食センターに勤務していますが、必ずしも管理栄養士の資格はいらないということでしょうか。

池田学校教育課長

はい、委員長 そのとおりでございます。酒々井町の栄養職員につきましては、管理栄養士の資格を持っている栄養職員もおります。栄養職員は、酒々井中学校に1名、酒々井小学校に1名在籍していて、勤務は給食センターに勤務し、会議等は在籍している学校で出席しています。

浦壁委員長

他に質問はございませんか。なければ質疑を終わります。

それでは、採決を行います。採決については、議案ごとに採決を行います。

議案第2号「酒々井町教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成ですので議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号「酒々井町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成ですので議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「酒々井町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「酒々井町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号「酒々井町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号「酒々井町教育委員会処務規定の一部を改正する訓令の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号「酒々井町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号「酒々井町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号「酒々井町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」事務局から説明願います。

池田学校教育課長

はい、委員長 54ページをお願いします。議案第11号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましてご説明します。酒々井町立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、下記の者を学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱したいので議決を求めるものでございます。

小中学校の担当医の割り振りにつきましては、酒々井町医師部会及び酒々井町歯科医師会から推薦を受けた先生を学校教育課で割り振りました。大室台小学校の学校医、鈴木ティベリウ・浩志先生は、印旛市郡医師会にお願いして公津の杜で開業しているメディカルクリニックの外科医の先生を新たに推薦をいただきました。これは町内の先生に体調不良の先生がいるため、町外の先生をお願いした

ものです。任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までです。以上です。

浦壁委員長

議案第11号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」説明が終了しました。ご意見、ご質問はございませんか。

市村先生も体調不良で心配されましたが大丈夫なのですね。

池田学校教育課長

はい、委員長 ご質問のとおり、市村先生も一時体調を崩されましたが、体調も戻られたということで、医師会から推薦をいただきました。

浦壁委員長

他にご質問、ご意見はございませんか。

小山職代理

はい、委員長 酒々井中学校の学校歯科医、阿部先生と小谷野先生は、どのような方か説明をお願いします。

池田学校教育課長

はい、委員長 阿部先生はアップル歯科クリニック、小谷野先生は酒々井駅前歯科医院の先生です。

浦壁委員長

他にはございませんか。ご質問等ないようですので採決をとります。議案第11号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」事務局の原案とおりの賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「酒々井町スポーツ推進委員の委嘱について」事務局から説明願います。

木内生涯学習課長

はい、委員長 55ページをお願いします。議案第12号 酒々井町スポーツ推進委員の委嘱につきましてご説明いたします。スポーツ基本法第32条及び酒々井町スポーツ推進委員の設置等に関する規則第3条の規定により、下記の者を酒々井町スポーツ推進委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

スポーツ推進委員につきましては、2月定例教育委員会会議におきまして定員を13名から18名に5名増員させていただきました。任期満了に伴い新規に18名をお願いするものです。任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までです。酒井康博さんから北村真紀さんまで11名は再任、花澤一茂さんから豊岳大樹さんまで7名は新たに委嘱する方です。以上です。

浦壁委員長

議案第12号「酒々井町スポーツ推進委員の委嘱について」説明が終了しました。ご意見、ご質問はございませんか。

小山職務代理

はい、委員長 特技と記載されていますが、担当ではないのですか。

木内生涯学習課長

はい、委員長 スポーツ推進委員は、見る、する、支える、スポーツ全般にわたりますので、担当ではなく個人的な特技です。

浦壁教育長

他にご質問はございませんか。ご質問等ないようですので採決をとります。議案第12号「スポーツ推進委員の委嘱について」事務局の原案とおりの賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で議案は終了します。

続きまして、報告第1号「行政報告について」事務局から説明をお願いします。

はじめに落合教育長をお願いします。

落合教育長

はい、委員長 私からは、前回2月26日(木)に開催されました定例会議以降、今回の会議までの間の対外的な行事を中心に、ご報告いたします。

3月1日(日)東京学館高等学校の卒業式が行われ、町長とともに出席しました。

3月3日から11日までを会期として町3月議会定例会が開かれました。

平成26年度一般会計補正予算、及び平成27年度一般会計予算、教育長の任命に同意を求める案件など、合計30議案について審議され、すべての議案が原案とおりの可決されました。私からは児童生徒の国際交流の推進についての質問に対し、「今後とも推進してまいりたい」旨の答弁をいたしました。詳しくは、後ほど各課から報告させていただきます。

3月13日(金)印旛特別支援学校の卒業式が行われ、出席しました。就職予定の高等部卒業生代表の立派な「お別れのことば」が印象的でした。

また、町内においても、3月12日(木)酒々井中学校で、17日(火)には酒々井小・大室台小で卒業式が行われ、町長・議長他多くの来賓の方々、教育委員の皆様にご出席をいただきました。3校とも厳粛な雰囲気の中に、工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりを大切にしたい心温まる卒業式となりました。各校とも、在校生も卒業生もすばらしい歌声に感動いたしました。

3月18日(水)には、しすい青樹堂1期生のレポート発表会に続き、卒業証書・修了証書授与式が行われ、20名のしすい青樹堂1期生の方が卒業され、2期生11名の方が1年目の課程を修了されました。発表された6本のレポートは、どれも、町民の目線で、楽しく学びながら、まちづくりにつながる実践研究で、たいへんすばらしいものでした。今後のさらなるご活躍を期待いたします。

私からは、以上です。

詳しくは各課長から報告いたします。

河合こども課長

会議資料により説明する。

池田学校教育課長

会議資料により説明する。

木内生涯学習課長

会議資料により説明する。

木内中央公民館長

会議資料により説明する。

石渡給食センター所長

会議資料により説明する。

木村プレミアム酒々井館長

会議資料により説明する。

浦壁委員長

以上で、教育長並びに事務局各担当課からの報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございますか。

石井委員

はい、委員長 中央公民館長にお聞きします。耐震補強工事に伴い、公民館を利用できない期間、自治会館等を利用する考えがあるのか、私の地区の大鷲自治会館も新築したばかりで、仮に利用されても公民館の施設とそん色ありませんので、明日の自治会の総会でも話題になるとかと思われるので状況をおしえてください。

木内生涯学習課長

はい、委員長 耐震補強工事に伴う休館につきましては、今年の12月以降予定をしています。まだ、工事の入札前ですので、12月の工事着手、実際の工事期間、2階部分と講堂を同時に着手するのか、別々に着手するのか等、決まっていませんので最長6ヶ月の休館を予定しております。定期利用団体（非定期利用団体含む）139団体には、公民館連絡ボックスや広報4月か5月でお知らせします。また、自治会には、5月9日（土）の行政連絡員会議でお知らせします。団体数が多いため、代替の施設はない状況です。町内の自治会館は大鷲自治会館を含めて、29館ございます。自治会館の貸出要綱等を5月以降調査し8月頃までには皆さんにお知らせする予定です。また、町が所有している施設（コミュニティプラザ、プレミアム酒々井、生涯生活センター、同和集会所、隣保館等）の利用も周知する予定です。仮に耐震工事が別々に実施されても、危険が伴うと思われます。利用団体に音楽が主体の団体が30団体あり、学校開放での貸出し要望もありますが、同じ場所でライトスポーツとカラオケでは馴染みませんし、学校開放も予約で空きがございません。まだ、時間がございますので自治会さんの協力を含めて、利用団体には丁寧に説明をしていきたいと考えております。以上です。

浦壁委員長

公民館利用団体は、ニーズがいろいろあり大変ですが、期日が12月以降ですのでよろしくお願いします。

石井委員

はい、委員長 先日、社会福祉協議会の評議委員会に出席したところ、予算の事業計画に在宅福祉推進事業として、75歳以上の独居老人に安否確認を主とした弁

当を配っています。その弁当を給食サービス菜の花会が公民館で調理しているのですが、公民館が利用できなくなることに伴い、弁当作りをヤクルト友愛訪問に委託するとのことでした。評議委員会でもこのような話がありましたので報告させていただきます。

小山職務代理

はい、委員長 他のサークル団体は、工事を予測して早くから他の施設を抑えているようで、私もウクレレのサークルに所属しており、他のサークルの話聞いてウクレレの責任者が慌てて施設をあつたのですが、すでに予約でいっぱいでした。石井さんの所の大鷲自治会館にもお話に行ったのですが、定期的には貸出はできないと断られました。明日の総会で定期利用できるようお願いをしていただければと思います。公民館も大変でしょうが、よろしくお願いします。

村重委員

はい、委員長 私の自治会にも2、3団体申し込みがありましたが、自治会以外の方の利用規約がないため、2週間後の自治会の総会に、自治会利用者が4時間300円のところ、500円にするか1,000円にするとか、1人50円にするとか料金設定等の規約改正に向けた議論が出ています。

小山職務代理

はい、委員長 先程もお話をお聞きしましたが、利用者への説明をいつごろなのかおしえてください。

木内生涯学習課長

はい、委員長 すでに周知はしておりますが、定期利用団体につきましては申請を4月1日に受け付けますので受付時、個別に説明します。全体の説明は6月ごろ予定しております。各自治会館の利用につきましては、規約等の調査を行いできる限り利用できるように、各自治会長さんをお願いをする考えです。

浦壁委員長

他に、ございませんか。

石井委員

はい、委員長 スクールバス（デマンド）について、評議委員会で社会福祉協議会予算説明がありましたが、どのような基準で、どの地域に運用しているのか、わかる範囲でおしえてください。

京増教育次長

はい、委員長 スクールバスにつきましては、以前は路線バスに町から補助金を出して運用していました。伊籾新田は日赤行きの路線バス、馬橋は上本佐倉でおりて小学校へ通っていました。町から補助金を支出しても赤字が続いたため、全ての路線が廃止になりました。そこで、ふれあいタクシーが始まる前の時間を利用して、登下校の時間に、社会福祉事業として社会福祉協議会が担当することになり、町からの委託事業（現在は補助事業）としてふれあいタクシーとスクールバスの2本立ての委託契約を締結しています。地域については、路線バスを利用していた馬橋地区と伊籾新田地区です。

石井委員

はい、委員長 保護者の負担はいくらですか。

京増教育次長

はい、委員長 1回（往復）につき150円です。

浦壁委員長

給食センターへのお礼です。今年度の給食については、食物アレルギーやショックもなく、無事に1年間手引きも使わずよかったと思います。ありがとうございました。

他に質問はございませんか、なければ議事を進行します。

続きまして、報告第2号「平成26年度3月補正予算の議決について」と報告第3号「平成27年度当初予算の議決について」は、どちらも予算の議決ということなので、一括して事務局から説明願います。

河合こども課長

はい、委員長 61ページをお願いします。報告第2号 平成26年度3月補正予算の議決及び報告第3号 平成27年度当初予算の議決につきましては、3月定例議会において原案のとおり可決されましたので報告いたします。2月の定例教育委員会会議におきまして、審議していただいた内容でございます。以上です。

浦壁委員長

事務局からの説明が終わりましたので、何かご質問はありますか。

なければ議事を進めます。報告第4号「酒々井町健康体力づくり推進員設置要綱及び酒々井町健康体力づくり推進員連絡協議会運営補助金交付要綱の廃止について」事務局から説明願います。

木内生涯学習課長

はい、委員長 63ページをお願いします。報告第4号 酒々井町健康体力づくり推進員連絡協議会運営補助金交付要綱の廃止につきまして、酒々井町健康体力づくり推進員、昭和57年10月1日に「明るい県民づくり推進員」として県知事委嘱され県事業として発足し、平成4年4月1日からは「酒々井町明るい県民づくり推進員」として県知事、町長委嘱の共同事業となりました。平成15年9月30日に県制度は廃止となりましたが、同年10月1日から「酒々井町健康体力づくり推進員」として、町民の健康・体力づくりの推進を図ることを目的に、ウォーキングを中心に酒々井町単独事業として、現在まで行ってきました。事務事業の見直しを行ったところ、ウォーキング、ハイキングが、町民に定着し、同様の事業が他で実施されていることから、この事業を、平成27年3月31日をもって廃止し、酒々井町健康体力づくり推進員設置要綱及び酒々井町健康体力づくり推進員連絡協議会運営補助金交付要綱を廃止することを報告いたします。酒々井町単独の事業として実施していました、当初実施していた健康菜の花体操、なぎさウォーキング九十九里を歩くという事業がございましたが全て廃止されました。現在ウォーキングに関しましては、健康センター等で実施しております。ハイキングにつきましても、酒々井町ハイキングクラブ（任意団体会員数70数名）等が実施しております。このようなことから、町単独事業は廃止することになりました。以上です。

浦壁委員長

事務局からの説明が終わりましたので、何かご質問はありますか。

石井委員

はい、委員長 3月14日(土)(スプリングハイキング)が最後のようでしたが、近所の方も大変、残念がっていました。

木内生涯学習課長

はい、委員長 ご指摘のとおり3月14日(土)が最後となりました。2,000円の負担金でありましたので、大変人気がございましたが、1500円町が補助しており、バス代も8月から値上がりしました。また、職員も下見、本番と負担が大きく廃止の方向になりました。

浦壁委員長

交付金の内訳をおしえてください。

木内生涯学習課長

はい、委員長 事業費に25万円、推進員の報酬10名×2万円=20万円、計45万円です。

浦壁委員長

他にございませんか、なければ議事を進めます。報告第5号「重要文化財(美術品)「銀板写真(田中光義像)エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影/1854年」の所有者変更について」事務局から説明願います。

木内生涯学習課長

はい、委員長 68ページをお願いします。報告第5号 重要文化財(美術品)「銀板写真(田中光義像)エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影/1854年」の所有者変更につきまして、東酒々井在住の志村勝史が前所有者(志村勝史氏の実兄)の死去に伴い上記重要文化財が相続され、酒々井町所在の文化財になりましたので報告いたします。なお、写真につきましては資料の重要性また専門的な保管施設の観点から東京都写真美術館(東京都目黒区三田1-13-3)に寄託保管されています。本件につきましては、ペリーが日本に2回目の来航した際、浦賀奉行だった田中光義が折衝にあたり、その際に写真を撮りました。日本最古の写真と言われています。志村さんは婿養子にあたり、田中さんの子孫になります。前所有者の志村さんは、前練馬区長だったんですが、突然死で遺産相続の結果、酒々井町在住の志村さん所有になりました。エリファレット・ブラウン・ジュニアが撮影した写真の1枚で、保存状態も良く十数年前に重要文化財の指定を受けています。残念ながら見ることはできません。以上です

浦壁委員長

事務局からの説明が終わりましたので、何かご質問はありますか。

小山職務代理

はい、委員長 東京都写真美術館に行けば見られるのですか。

木内生涯学習課長

はい、委員長 公開もしておりませんので、見ることはできないと思います。

浦壁委員長

他にご意見、ご質問等ございませんか。なければ、以上で報告を終わりにさせていただきます。

4 次回会議の予定

浦壁委員長

続いて、次回会議の予定についてお願いします。

河合こども課長

次回の会議予定でございますが、4月24日金曜日、14:00から、会場は西庁舎2階第1会議室、5月は22日金曜日、14:00から予定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

浦壁委員長

次回会議は、4月24日の金曜日、14:00、5月は22日金曜日、14:00に実施するということですがいかがでしょうか。
(全員了承)

5 各委員の予定

浦壁委員長

続きまして、各委員の行事予定をお願いします。

河合こども課長

(会議資料に基づき説明する。)

6 その他

浦壁委員長

続きまして、その他で何かございませんか。

京増次長

はい、委員長 3月補正予算の追加補正で、教育費ではないのですが、関連する予算がございました。2月に国の地方創生の関係で事業を行う市町村に交付することから酒々井町も希望しました。担当窓口の企画財政課が6、700万の追加補正を行い議会で可決されました。内容につきましては、消費喚起ということで、10,000円の商品券に3,000円分を上乗せして、13,000円使える商品券を10,000セット、100,000,000円を商工会でつくり、差額の3,000円を地方創生交付金を充てます。また、27年度に総合戦略の策定の中に岩橋保育園を中心とした子育て、中心市街地の整備、酒の井をシンボルとしての事業等

の策定費用に充てる予定です。以上です。

浦壁委員長

町の活性化につながるとういいですね。他に何かございますか。

浦壁委員長

それではないようですので以上をもちまして3月の定例会を閉会いたします。

7 閉 会

浦壁委員長

それでは、以上をもちまして平成26年度酒々井町教育委員会3月定例会議を終了いたします。(15:24)

会議録署名委員長

委 員

会議録作成職員

こ ど も 課